

環循規発第 1806081 号
平成 30 年 6 月 8 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号、第 6 条の 13 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者に該当するものとして、産業廃棄物処理業の実施に優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）を認定する、いわゆる優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂））に基づき運用いただいているところである。

優良認定制度における認定基準（以下「優良基準」という。）のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3 第 2 号、第 10 条の 4 の 2 第 2 号、第 10 条の 12 の 2 第 2 号又は第 10 条の 16 の 2 第 2 号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を一定期間継続して公表し、所定の場合に更新することとしている。しかしながら、各都道府県等において当該基準への適合性の判断に係る考え方方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされている。これらの指摘を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 1 号）により、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に即した取扱いがなされるよう、規定の趣旨を明確化したところである。

このたび、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県等において制度の適切な運用がなされるよう、優良基準のうち事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を以下のとおり示すこととしたので、通知する。貴職におかれでは、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 公表事項に係る情報を更新すべき場合について

優良基準のうち、規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号又は第10条の16の2第2号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を対応する所定の場合に更新することとしている。当該基準の適合性については、1及び2並びに最新の企業情報を広く排出事業者等に公開するという事業の透明性に係る基準の趣旨に照らして判断されたい。また、速やかに最新の情報を更新する等、当該基準に係る軽微な補正のみによって優良基準を満たすことができるものは、補正させた上で優良認定を与えることが適当である。

1 変更の都度更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「変更の都度」としているものについては、変更後遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

2 一年に一回以上更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「一年に一回以上」としているものについては、排出事業者等が産業廃棄物処理業者に係る最新の情報を確認できるよう、少なくとも毎年必要な情報を更新すべきとの趣旨で規定しているものである。したがって、産業廃棄物処理業全体の優良化を図ることが優良認定制度の趣旨であることや、情報の集計時期の設定、更新時期の曜日のずれ等の更新に係る事務的な理由により毎年の更新日が前後する場合があることを踏まえ、これらの場合であっても、遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

一方、代表者等の氏名及び就任年月日、人員配置並びに運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況については、一年を超える期間変更がない場合も想定されるが、当該情報の変更がない場合であっても、排出事業者等が最新の情報を容易に確認できるよう、一年に一回以上の更新を求める趣旨で規定しているものであり、当該情報の変更がないにもかかわらず365日に一回以上の単純な更新記録を残すことまでを求めるものではない。したがって、複数項目について最終更新日をまとめて明記する等により、排出事業者等においてそれが最新の情報であることが認識可能な状態とすることをもって足りるものと解することが適当である。

第二 許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事等は当該業者について優良基準への適合否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、優良基準のうち事業の透明性に係る基準の運用の差異により、優良認定を受けることができなかった業者への配慮を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。